# 目 次

議第150号	山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	
	いて	1
議第151号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	2
議第152号	主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の	
	締結についての専決処分の承認について	3
以上別	紙のとおり	
令 和	2 年 11 月 25 日 提 出	

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 議第150号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)の一部を 次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。 第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の125」に、 「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

### 提案理由

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。

#### 議第151号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正 する。

第20条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の107.5」を「100分の102.5」に改める。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に 改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に 改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の160」に 改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の162.5」に 改める。

附即

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4 月1日から施行する。

## 提案理由

令和2年11月12日付け山形県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の期末手当の支給割合を改定するため提案するものである。

#### 議第152号

主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の締結 についての専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、主要地方道米沢飯豊線道路施設 長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分したことに ついて承認する。

## 提案理由

主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事について請負契約に付するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

## 専第53号

主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の締結についての専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり主要地方道米沢飯豊 線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約を締結することについて専決処分する。 令和2年11月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 工 事 名 主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事

2 工 事 場 所 西置賜郡飯豊町大字小坂地内

3 工 期 着工 令和2年9月16日

完成 令和3年3月19日

4 契約金額 902,000,000円

5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号

J F E エンジニアリング株式会社東北支店

支店長 生田目 嘉 洋